

新型コロナウイルス感染症に関する 市の対応について

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

[次に当てはまる方は保健所にご相談ください]

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患がある方は、上記の状態が2日程度続く場合

相談窓口▶川口市保健所 ▶相談専用電話 048-423-6832

平日・土曜日昼間(8時30分～17時15分)

[新型コロナウイルス感染症の発生により

影響を受けた方々への公共料金の支払猶予について]

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や、収入の減少等により生活が困窮する方へ緊急措置として、公共料金(上水道・下水道・浄化槽・NHK・電気・ガス・電話)の支払いが困難な事情がある場合には支払いの猶予ができます。

- 上下水道料金のお支払い相談について

川口市上下水道局お客様センター(委託企業:第一環境株式会社川口営業所)

住所:川口市並木3-9-1 第2永新ビル2階(ファミリーマートの上)

TEL:048-250-3871 FAX:048-252-5156

営業時間:平日午前8時30分～午後7時、土・日午前9時～午後5時

[中小企業者への支援について]

※新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

▶川口商工会議所 経営支援課 **TEL: 048-228-2220**

▶鳩ヶ谷商工会 **TEL: 048-281-5555**

▶埼玉県よろず支援拠点 **TEL: 0120-973-248**

※労働相談窓口▶埼玉労働局相談窓口 **TEL: 048-600-6262**

※雇用調整助成金について▶ハローワークプラザ川口 **TEL: 048-229-8609**

新型コロナウイルス感染症の影響による 休業や失業で、生活資金でお悩みの方へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

**緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付申込は、
川口市社会福祉協議会(252-1294)まで。**

1.休業された方向け【緊急小口資金】

緊急かつ一時的に成型の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- 対象者:(*従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により、収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

- 貸付上限額:(*従来の10万円以内とする取扱を拡大)

・学校の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内

・その他の場合10万円以内

- 据置期間:(*従来の2月以内とする取扱を拡大)▶1年以内

- 償還期間:(*従来の12月以内とする取扱を拡大)▶2年以内

- 貸付利子・保証人:無利子・不要

2.失業された方等向け【総合支援資金】*総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- 対象者:(*従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大)

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

- 貸付上限額:(*二人以上の世帯の場合、最大で240万円の貸付を受けられます)

・(2人以上)月20万円以内

・(単身)月15万円以内

・貸付期間:原則3月以内 最長12月以内

- 据置期間:(*従来の6月以内とする取扱を拡大)

1年以内

- 償還期限:10年以内

- 貸付利子・保証人:無利子・不要

(*従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和)

新川口

2020年4月5日号 No.1554

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528